

グリーストラップを設置している店舗のみなさまへ

野々市市上下水道課

グリーストラップは、厨房等の排水に含まれる食品ゴミ（野菜くず等）や油脂を分離し、下水道管に流さないようにする装置です。

自動的に排水を浄化する装置ではありませんので、適切な維持管理（清掃）が必要です。

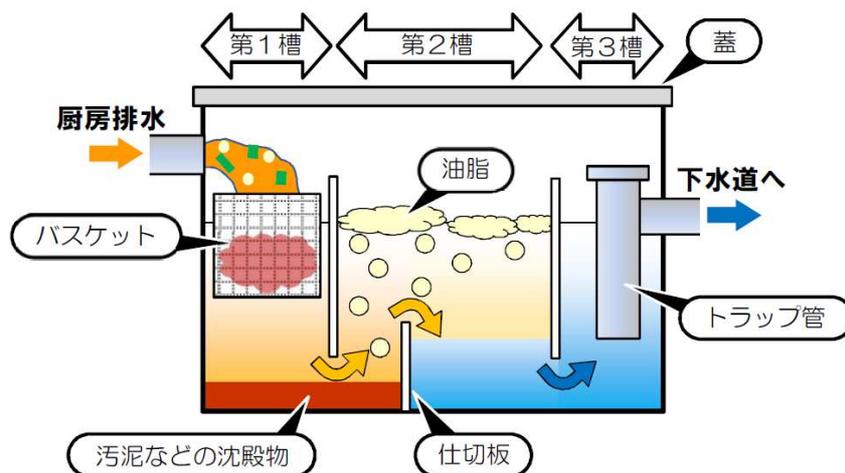
維持管理を怠ると、グリーストラップの機能が低下し、以下の問題が発生します。

- ・グリーストラップ槽内に食品ゴミや油脂を栄養分とする**害虫が生育**したり、**悪臭**を発したりします。
- ・油脂が下水道管に流れ込み、冷えて固まることで**詰りや逆流を引き起こす**原因となります。
- ・**下水処理場の浄化能力が低下**する原因となります。

◆グリーストラップの構造

標準的なグリーストラップは図のような3槽構造となっており、各槽の役割は以下のとおりです。

- ・第1槽：バスケットで食品ゴミ（野菜くず等）を分離
- ・第2槽：油脂を浮遊分離
- ・第3槽：第2槽で分離しきれなかった油脂を分離



◆グリーストラップの維持管理方法

グリーストラップの機能を十分発揮するために、以下の管理を行ってください。

- ・バスケットに溜まったゴミは、**毎日**捨ててください。
バスケットを外してゴミを取り除く。または、ネットを被せ、ネットごとゴミをすくい上げる。
- ・浮上した油脂は、**週に1回以上（量が多い場合は毎日）**除去してください。
ひしゃく等ですくい取ってください。また、第3槽のトラップ管も忘れずに清掃してください。
- ・汚泥などの沈殿物は、**月に1回程度**除去してください。
沈殿物は細かなゴミや油脂などでドロ状になっていますので、ひしゃく等ですくい取ってください。

※清掃頻度はあくまでも目安です。使用状況に大きくこまめに清掃した場合でも、汚れや油脂が槽内にこびりつきますので、数か月に1回程度、グリーストラップを洗浄することをお勧めします。

（裏面につづく）

※注意事項※

・追加装置及び油処理剤等の使用禁止

バイオ菌やオゾン等を投入し、ばっ気（空気を吹き込むこと）を行うことで油脂を処理する装置がありますが、ほとんどがグリーストラップ内をばっ気により攪拌することで油脂を下水道管に流れやすくするものです。処理剤についても同様に、ほとんどが一時的に油脂を固まりにくくするだけです。

グリーストラップには油脂等が溜まらなくなり、一見きれいになったかのように錯覚しますが、使用した結果、下水道管が詰り、逆流を引き起こします。（市内でも発生しています）

グリーストラップには追加装置を設置したり、処理剤を添加しないでください。

（グリーストラップメーカー等が製造する油脂を吸引して回収するタイプの装置の中には設置可能なものもあります。事前にご相談ください）

また、グリーストラップの不正な改造等が判明した場合、下水道法に基づく改善命令を行います。

改善命令に従わないときは、下水道法第 45 条の規定により 1 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処する場合があります。



■グリーストラップ改造例：追加装置設置・処理剤添加していた事例

各槽の仕切板を撤去し、ばっ気装置、処理剤を添加する配管を設置していた。

その結果、下流の下水道管約 200m に詰りが生じ、逆流した油脂が敷地内にまで堆積した。清掃にかかった費用は全額原因者が負担。（約 30 万円。別にグリーストラップ改造、復旧費用が生じています）

・下水道管に詰りを生じた際の費用請求について

下水道管に詰りが生じた際は、追跡調査を行い、原因者に清掃費用を請求します。

追跡調査で原因が明らかとならない場合も、グリーストラップの適正な維持管理がされていないことが判明すれば改善命令の対象となります。

下水道管の清掃にかかる費用は数十万円以上となる場合がありますので、適切な管理を行い、安易なグリーストラップの改造等を行わないでください。